

理事の職務権限規程

公益財団法人京都地域創造基金

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都地域創造基金（以下「この法人」という。）の定款第27条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事は、理事長に就任する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務を分担執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

第3章 補 則

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年6月14日から施行する。

この規程の改定は、令和6年12月11日より施行する。

(別表) 理事の職務権限

決裁事項				
項目	決裁権者			
	理事長	副理事長	専務理事	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関すること ※理事会承認	○			
事業報告及び決算の案の作成に関すること ※理事会承認、決算は評議員会承認	○			
人事及び給与制度の立案に関すること ※理事会承認	○			
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	○		
出張に関すること			○	○
契約の締結（金額 1 億円以上） ※理事会承認	○			
契約の締結（金額 1,000 万円以上 1 億円未満）	○	○		
契約の締結（金額 1,000 万円未満）			○	○
契約の金額の範囲内の支出 ※事務局長決裁				
法人の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出（旅費交通費等） ※事務局長決裁				
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき 100 万円以上の支出 ※相見積もりを取る	○	○		
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき 30 万円以上の支出 ※相見積もりを取る			○	○

法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき30万円未満の支出 ※事務局長決裁				
冠基金の設置に関する事 ※理事会承認	○			
テーマ別基金の設置に関する事 ※理事会承認	○			
助成要項の作成と決定に関する事 ※理事会承認	○			
助成金交付決定に関する事（金額1億円以上） ※理事会承認	○			
助成金交付決定に関する事（金額1,000万円以上1億円未満）	○	○		
助成金交付決定に関する事（金額1,000万円未満）			○	○
助成金の交付に関する事で、すでに助成金交付決裁後の助成金交付（随時交付など）に関する事			○	○
特に重要な事業の実施に関する事 ※理事会承認	○			
その他事業の実施に関する事			○	○
職員の教育・研修に関する事	○	○		
渉外に関する事	○	○		
福利厚生に関する事	○	○		
当財団が行う寄付に関する事 ※理事会承認	○			
寄付の受入（現物寄付を含む）に関する事（金額1億円以上） ※理事会承認	○			
寄付の受入（現物寄付を含む）に関する事（金額1,000万円以上1億円未満）	○	○		
寄付の受入（現物寄付を含む）に関する事（金額1,000万円未満）			○	○

訴訟に関すること				
※理事会承認	○			
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○			
外部に対する文書発簡（特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの）			○	○

決裁権者が複数におよぶ決裁事項については、○印のいずれかの者の決裁による。